

病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における  
覚醒剤原料取扱いの手引き

令和3（2021）年3月

栃木県保健福祉部薬務課

# 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| はじめに.....                 | 1  |
| 第1 医薬品覚醒剤原料の種類.....       | 2  |
| 第2 譲受け・譲渡し.....           | 3  |
| 第3 所持.....                | 6  |
| 第4 使用.....                | 7  |
| 第5 保管.....                | 8  |
| 第6 管理.....                | 8  |
| 第7 記録.....                | 9  |
| 第8 廃棄.....                | 10 |
| 第9 事故届.....               | 11 |
| 第10 業務廃止等.....            | 11 |
| 第11 携帯輸出入.....            | 13 |
| 記載例（病院等）.....             | 14 |
| 記載例（薬局）.....              | 24 |
| 参 考 資 料.....              | 34 |
| 1 麻薬と医薬品覚醒剤原料の取扱いの比較..... | 35 |
| 2 覚醒剤原料の取扱いに係る質疑応答.....   | 37 |
| 3 医薬品覚醒剤原料の譲渡譲受.....      | 43 |
| 4 健康福祉センター等一覧.....        | 44 |

## はじめに

令和2（2020）4月1日に覚せい剤取締法が一部改正され、改正後の覚醒剤取締法（以下「法」という。）においては、病院、診療所、飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）及び薬局（以下「病院等」と併せて「病院・薬局等」という。）における医薬品覚醒剤原料の取扱い手順の多くが、麻薬の取扱いと同様となりました。

この手引きには、病院・薬局等における法改正後の法に基づく覚醒剤原料のうち医薬品覚醒剤原料（以下「医薬品覚醒剤原料」という。）の取扱いについて記載していますので、注意して取り扱ってください。

病院等において、医薬品覚醒剤原料を、医師、歯科医師、獣医師（以下「医師等」という。）等が施用のために交付する場合や薬局の薬剤師が医師等の処方せんに基づき調剤した医薬品覚醒剤原料を譲り渡す場合には、法で定める覚醒剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません。

一方、薬局医薬品製造業の許可及び薬局医薬品製造販売業の許可を受けた薬局（以下「薬局製剤製造販売業者等」という。）が、医薬品覚醒剤原料に該当する薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%を超える製剤を製造する場合）には、「覚醒剤原料製造業者」の指定を受ける必要があり、また、覚醒剤原料を使用して覚醒剤原料に該当しない薬局製剤を製造する場合（例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%以下の製剤を製造する場合）は、「覚醒剤原料取扱者」の指定を受ける必要があります。

## 第1 医薬品覚醒剤原料の種類

医薬品覚醒剤原料は、法第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。

令和3（2021）年3月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

| 法律の規定名                              | 別名              | 商品名   | 濃度規制 | 規定条項            |
|-------------------------------------|-----------------|---|------|-----------------|
| N・ $\alpha$ -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン | セレギリン、<br>デプレニル | エフピーOD錠2.5<br>セレギリン塩酸塩錠2.5mg<br>「アメル」、同「タイヨー」 | なし   | 覚醒剤原料を指定する政令第1号 |
| 2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサナムド  | リスデキサメフェタミン     | ビバンセカプセル20mg、同30mg                            | なし   | 覚醒剤原料を指定する政令第3号 |

※以下の物質については覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されている。

### 【含有量10%以下であれば除外されるもの】

○1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1（エフェドリン）  
＜法別表第1号＞

○1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1（メチルエフェドリン）  
＜法別表第3号＞

### 【含有量50%以下であれば除外されるもの】

○エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）  
＜覚醒剤原料を指定する政令第2号＞

## 第2 譲受け・譲渡し

### 1 譲受け

#### (1) 覚醒剤原料取扱者等からの譲受け

次の①～③の者は、その業務のため、覚醒剤原料取扱者等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

次の①～③の者が医薬品覚醒剤原料を覚醒剤原料取扱者等から譲り受ける場合は、

- ・ あらかじめ「覚醒剤原料譲受証」（以下「譲受証」という。）を、譲渡人である覚醒剤原料取扱者等に交付するか
- ・ 譲受証と引き換えに「覚醒剤原料譲渡証」（以下「譲渡証」という。）と医薬品覚醒剤原料を譲り受けるか

してください。

#### ① 病院又は診療所の開設者（往診医師等を含む）

※「往診医師等」とは、医療法第5条第1項に規定する公衆又は特定多数人のために往診のみによって診療に従事する医師又は歯科医師をいいます。

#### ② 飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む。）

※「往診診療者等」とは、獣医療法第7条第1項に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者をいいます。

#### ③ 薬局開設者

#### (2) 覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け

① 病院・薬局等の開設者は、医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

#### 【注意】

薬局開設者は、患者がどこで交付を受けた医薬品覚醒剤原料であっても譲り受けることができますが、病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られます。

② 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、病院・薬局等の開設者は、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（以下「相続人等」という。）から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

#### 【注意】

薬局開設者は、患者がどこで交付を受けた医薬品覚醒剤原料であっても譲り受けることができますが、病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られます。

③ 患者、相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは、**速やかに**「交付又

は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書（P15、P25記載例）」を管轄の健康福祉センター（宇都宮市にあっては宇都宮市保健所）（以下「健康福祉センター等」という。）に提出してください。

また、廃棄後**30日以内**に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書（P16、P26記載例）」を管轄の健康福祉センター等に提出してください。

- ④ 業務を廃止した病院・薬局等の開設者から**30日以内**に譲り受けることができます。

### 【注意】

- ① へき地など特別な理由がある場合には、郵送でも差し支えありませんが、郵送の事実を追跡できる書留郵便などを利用してください。
- ② 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚醒剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。なお、薬局の資格で購入した医薬品覚醒剤原料を薬局製剤に使用することはできません。
- ③ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等が薬局製剤の製造のために覚醒剤原料を譲り受ける場合は、譲受証の「指定の種類及び番号」欄は、「覚醒剤原料取扱者」の旨及びその指定番号を記載してください。
- ④ 譲受人は、譲渡人が覚醒剤原料を譲り渡すことができる者であることを必ず確認してください。
- ⑤ 業務廃止等に伴い覚醒剤原料を譲渡（受）する場合（P11参照）にあっても、当該譲渡（受）証の交付は必要です。
- ⑥ 譲受人が覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等の記載事項と現品とを照合し確認してください。
- ⑦ 譲受（渡）証の作成は、作成者（管理薬剤師等）を選任して行ってください。
- ⑧ 譲受（渡）証用紙に印のみ押して相手方に先に渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は行ってはいけません。
- ⑨ 譲渡証（譲受証）の交付を受けた者は、譲受（譲渡）の日から**2年間**、これを保存しなければなりません。

## 2 譲渡し

次の①～⑤の場合を除いて、覚醒剤原料を譲り渡すことはできません。

- ① 医師等が交付する場合

医師等は、施用のために、医薬品覚醒剤原料を交付することができます。

- ② 病院・薬局等の開設者が譲渡する場合

病院・薬局等の開設者は、医師等の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を、当該処方箋を所持する者に譲り渡すことができます。

③ 病院・薬局等の開設者が業務廃止等に伴い譲渡する場合

病院・薬局等の開設者が業務を廃止し、その所有する医薬品覚醒剤原料を業務廃止の事由が発生した日から**30日以内**に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます。（P11参照）

④ 病院・薬局等の開設者が覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合

次のいずれかに該当する覚醒剤原料に限り、事前に地方厚生（支）局長の許可を受けて覚醒剤原料取扱者等に譲渡することができます。

ア 全部又は一部が不潔な物質若しくは変質した物質から成っているもの

イ 異物が混入し、又は付着しているもの

ウ その容器又は包装に破損が生じているもの

エ 覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの

オ 治験又は臨床研究において使用する予定であった覚醒剤原料のうち、当該治験又は臨床研究に使用する必要がなくなったもの

⑤ 病院・薬局等の開設者が覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者に譲渡する場合  
事前に地方厚生（支）局長の許可を受けて、医薬品覚醒剤原料を患者の試験検査のために譲り渡すことができます。

**【注意】**

① 覚醒剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品覚醒剤原料が不要となった場合に、返品、交換をすることや、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄手続をとってください。（P10参照）

② 病院・薬局等の間だけでなく、同一法人の病院・薬局等の間でも譲渡・譲受はできません。同一法人内の他の薬局との貸し借りもできません。

③ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けている薬局開設者（薬局製剤製造販売業者等）が、覚醒剤原料取扱者の資格により所持している覚醒剤原料を調剤に使用する場合は、譲渡・譲受の手続が必要です。薬局の資格で購入した医薬品覚醒剤原料は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けていても、薬局製剤に使用することはできません。

④ 業務廃止等の際、覚醒剤原料を譲渡するにあたっては、相手方が覚醒剤原料の取扱いができる者であることを必ず確認してください。開設者を法人化する場合や施設、薬局の建替え等による廃止の場合にも該当します。

### 3 譲渡証・譲受証の記載（確認）要領

|                | 譲渡証   | 譲受証   |
|----------------|---|---|
| 譲渡・譲受<br>年月日欄  | 出庫年月日   | 注文年月日   |
| 住所・氏名欄         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定に係る業務所の所在地、名称及び代表者等の氏名を記載し、押印</li> <li>・業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・薬局等の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印</li> <li>・往診のみを行う獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印</li> </ul> |
| 指定の種類及び<br>番号欄 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「覚醒剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類</li> <li>・譲渡人の当該指定証の番号</li> <li>・業務廃止等に伴い譲渡する場合は、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「空欄」か「病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別」を記載</li> </ul>                                       |
| 品名欄            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称</li> <li>・その他の医薬品は、一般的名称又は品名</li> </ul>   |   |
| 使用の目的及び<br>備考欄 | 業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載   | 使用目的等を具体的に記載<br>例) 調剤のため  |

※1 開設者名（代表者名）を記載し、押印することになりますが、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

※2 押印に用いる印鑑は、麻薬専用印と併用しても差し支えありません。

### 第3 所持

法の規定に基づく指定を受けていない者であっても、次の（１）～（５）の者は、医薬品覚醒剤原料を所持することができます。

なお、（１）～（２）の者は、その業務のため、医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限り、（３）の者は、医師等の処方箋により調剤した医薬品覚醒剤原料及び調剤のために使用する医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限ります。

#### （１） 病院、診療所の場合

- ① 開設者（往診医師等を含む）
- ② 医師、歯科医師
- ③ 薬剤師
- ④ 管理者
- ⑤ 上記の者の業務上の補助者（看護師、事務職員等）

#### （２） 飼育動物診療施設の場合



- ① 開設者（往診診療者等を含む）
- ② 獣医師
- ③ 上記の者の業務上の補助者
- （３） 薬局の場合
  - ① 開設者
  - ② 薬剤師
  - ③ 上記の者の業務上の補助者
- （４） 患者及びその看護に当たる者の場合
  - ① 医師等から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者
  - ② 医師等から処方箋の交付を受け、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者
  - ③ 上記の者の看護に当たる者
- （５） 患者の相続人等
 

医師等から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受け、又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続財産を管理する者

## 第４ 使用

- 1 次の者は、その業務のため医薬品覚醒剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。
  - ① 病院、診療所において診療に従事する医師、歯科医師
  - ② 往診医師等
  - ③ 薬局、病院又は診療所において調剤に従事する薬剤師
  - ④ 飼育動物の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者（往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む。）及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る。）
- 2 次の者は、医薬品覚醒剤原料を服用することができます。
  - ① 医師等から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者
  - ② 医師等の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた者

### 【注意】

- ① 病院・薬局等において、学術研究の目的で覚醒剤原料（医薬品であるか否かを問わない）を使用する場合は、都道府県知事から覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者の指定を受ける必要があります。
- ② 病院・薬局等の資格で購入した医薬品覚醒剤原料を学術研究の目的で使用することは

できません。

## 第5 保 管

### 1 保管の管理者と保管場所

医薬品覚醒剤原料については、

- ① 病院又は診療所にあつては、その管理者がその病院又は診療所
- ② 往診医師等にあつては、その住所
- ③ 飼育動物診療施設にあつては、その管理者（獣医師）がその施設
- ④ 往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつては、その住所
- ⑤ 薬局にあつては、薬局開設者が薬局

において、それぞれ保管しなければなりません。

### 2 保管設備

(1) 医薬品覚醒剤原料の保管は、**鍵をかけた場所**において行わなければなりません。

鍵をかけた場所とは、施錠設備のある調剤室の引き出し・医薬品棚・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。

(2) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次によることが望まれます。

- ① 容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な鍵が付いていること
- ② 容易に持ち運びできる場合にあつては、床にボルト等により固定すること
- ③ できるだけ人目に付かない場所であつて、施錠設備のある室内に設置すること

#### 【注意】

- ① 病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要です。
- ② 保管庫は、覚醒剤原料専用とすることが望まれますが、専用保管庫とできない場合、他の物と区別して保管して医薬品覚醒剤原料と他の物と間違えるなどの事故に十分気をつけてください。
- ③ 麻薬保管庫には一緒に保管できません。

## 第6 管 理

1 医薬品覚醒剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、病院・薬局等に取扱いの責任者を定めることが望まれます。

2 責任者は、当該病院・薬局等における医薬品覚醒剤原料の受入・保管・払出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場の者（管理薬剤師等）を当ててください。

3 責任者は、医薬品覚醒剤原料に関する次に掲げる実務を、責任をもって行ってください。

- ① 受入（覚醒剤原料取扱者等からの譲受け）
- ② 払出（第2 譲渡し・譲受け の場合の譲渡し及び第10 業務廃止等 の場合の業務廃止等に伴う譲渡し）
- ③ 保管（保管場所での保管、定期的な保管施設への巡回等）
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類（譲受証・業務廃止等に伴い譲渡する際の譲渡証）や帳簿の作成・保存
- ⑥ 廃棄や事故に関する届出等

## 第7 記 録

### 1 帳簿の記載

次の者は、病院・薬局等ごとに帳簿を備えなければなりません。

- ① 病院又は診療所の開設者（往診医師等を含む）
- ② 飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む）
- ③ 薬局の開設者

### 2 帳簿の記載事項（P18、P28記載例）

- ① 当該病院・薬局等の開設者が譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日  
譲り受けた日は、譲渡証の記載された年月日を記入し、実際の受入日が異なる場合は、備考欄に受け取った年月日を記入してください。また、備考欄に製造番号を記入してください。
- ② 当該病院・薬局等の開設者が廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日  
覚醒剤原料廃棄届、交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届の届出日を備考欄に記載してください。
- ③ 当該病院等で施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
- ④ 当該病院・薬局等の開設者が譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
- ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日  
覚醒剤原料事故届出書の届出日を備考欄に記載してください。なお、事故の届け出をした覚醒剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の届出年月日を記入してください。

#### 【注意】

- ① 帳簿は、品名、剤形、濃度別に口座を設けて記載してください。
- ② 帳簿は、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありませんが、

紛失等がないように保管にはご留意願います。

- ③ 帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ④ 医薬品覚醒剤原料の受払等をパソコンを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に都道府県職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1カ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
- ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消して、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
- ⑥ 帳簿の記載は、原則として、医薬品覚醒剤原料の受入れ又は払出しの都度行ってください。
- ⑦ 当該病院等又は薬局の開設者は、帳簿を使い終わったときは、最終の記載の日から**2年間**保存しなければなりません。
- ⑧ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等は、譲り受け、又は製造に使用した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載しなければなりません。

また、当該薬局製剤製造販売業者等が譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、同一人である薬局の開設者に譲り渡した覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載し、併せて譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を薬局の帳簿に記載しなければなりません。

## 第8 廃棄

覚醒剤原料を廃棄する場合は、覚醒剤原料の品名、数量等について、管轄の健康福祉センター等に「覚醒剤原料廃棄届出書」により**事前の**届出を行った上で、県職員の立会いの下に廃棄しなければなりません。

ただし、病院・薬局等の開設者が、医師等が施用のために交付した医薬品覚醒剤原料又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合には、県職員の立会いは不要ですが、廃棄後**30日以内**に管轄の健康福祉センター等に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」により届け出なければなりません。

### 1 廃止の手続き

#### (1) 陳旧品等の廃棄

古くなったり、変質等により使用しない医薬品覚醒剤原料、調剤過誤により使えなくなった医薬品覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、病院・薬局等の開設者は**あらかじめ**「覚醒剤原料廃棄届出書（P19、P29記載例）」を、管轄の健康福祉センター等に届け出て、県職員の立ち会いの下に廃棄しなければなりません。

## (2) 処方箋により調剤された医薬品覚醒剤原料の廃棄

次のような場合には、病院・薬局等の開設者は、他の職員の立会いの下に廃棄してください。また廃棄後**30日以内**に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書（P16、P26記載例）」により管轄の健康福祉センター等に届け出てください。

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

- ① 患者が不要になり、患者から譲り受けた場合
- ② 患者の死亡により相続人等から譲り受けた場合
- ③ 再入院、転入院の際に患者が持参し、施用する必要がなくなった場合  
(ただし、自らの病院等で交付したものに限りません。そうでない場合、持参した患者自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは、差し支えありません。)

## 2 廃棄方法

廃棄は、焼却、放流等、医薬品覚醒剤原料の回収が困難な方法によって行ってください。

廃棄後は、帳簿に廃棄した旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

### 【注意】

届出者が死亡、解散等した場合、相続人、精算人等が届け出ることになります。

## 第9 事故届

病院等の開設者等は、所有する医薬品覚醒剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、**速やかに**「覚醒剤原料事故届出書（P20、30記載例）」により管轄の健康福祉センター等に届け出なければなりません。

盗難等が疑われる場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

## 第10 業務廃止等

### 1 所有数量報告

病院・薬局等の開設者等は、次の事由が生じた日から**15日以内**に、管轄の健康福祉センター等に「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書（P21、P31記載例）」により当該事由が生じた際にその方が所有し、又は所持していた「医薬品覚醒剤原料」の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、現に医薬品覚醒剤原料を所持していない場合にあっても、報告する必要があります。

#### (1) 薬局の開設者

薬局の開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかったとき、又は医薬品医療機器等法第75条第1項（許可の取消し等）の規定によりその許可を取り消されたとき。

#### (2) 病院、診療所の開設者

病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第29条第1項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定により、その病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき、又は往診医師等がその診療を廃止したとき。

#### (3) 飼育動物診療施設の開設者

飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

### 【注意】

- ① 病院・薬局等の開設者が変わったとき（法人化したときも含む）、病院・薬局等に移転したときも報告が必要です。
- ② 国又は地方公共団体の開設する病院等にあつては、その取扱いの責任者が報告してください。

## 2 譲渡報告

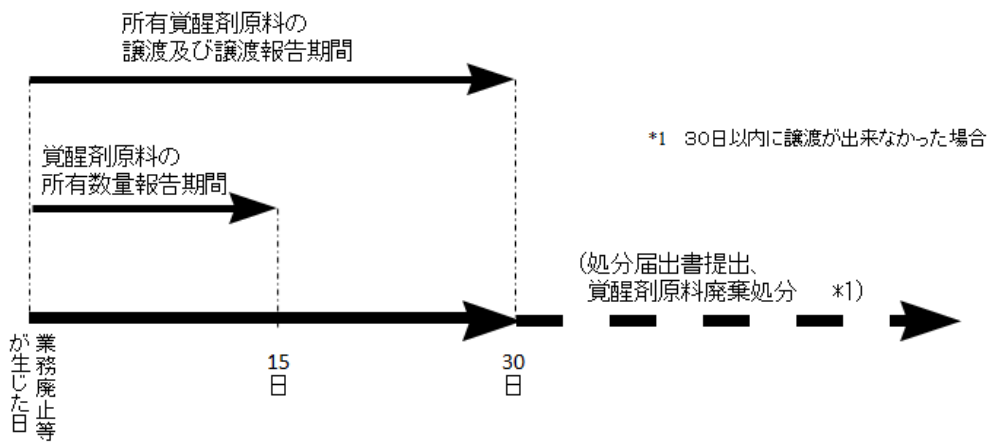
上記1において、所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料を業務廃止の事由が生じた日から**30日以内**に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者（覚醒剤原料取扱者、病院・薬局等の開設者）に譲り渡すことができます。

譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書（P22、P32記載例）」により管轄の健康福祉センター等へ報告しなければなりません。

なお、譲り渡す際は、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

## 3 廃棄処分

上記2において、**30日以内**に所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料を譲り渡すことができなかつた場合には、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書（P23、P33記載例）」により管轄の健康福祉センター等に願い出て、**速やかに**県職員に立会いを求め、その指示を受けて医薬品覚醒剤原料を廃棄等の処分をしなければなりません。



## 第11 携帯輸出入

国籍にかかわらず、自己の疾病の治療の目的で医薬品覚醒剤原料を携帯して日本から出国又は日本に入国する人は、事前に申請者の住所又は入港する港や空港を管轄する地方厚生局麻薬取締部に申請して、許可を受ける必要があります。

詳細な手続については、麻薬取締部のホームページ（URL：<https://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>）をご確認ください。

## 記載例（病院等）



交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

令和 2 年 10 月 1 日

住 所 宇都宮市埴田 1 - 1 - 20

氏 名 医療法人みくら会

理事長 美倉 一郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                  |                                     |     |
|------------------|-------------------------------------|-----|
| 譲り渡した者の氏名        | 下野 次郎                               |     |
| 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料 | 品 名                                 | 数 量 |
|                  | エフピーOD錠 2.5                         | 5 錠 |
| 譲り受けた施設の所在地及び名称  | 宇都宮市戸祭元町 1 - 2 5<br>医療法人みくら会 みくら山医院 |     |
| 譲り受けた日時          | 令和 2 年 9 月 30 日 15 時                |     |
| 譲り受けた場所          | みくら診療所 外来窓口                         |     |
| 譲り受けた事由          | 処方変更で服用しなくなったため。                    |     |
| 廃棄の日時(予定)        | 令和 2 年 10 月 2 日 10 時                |     |
| 廃棄の場所(予定)        | みくら診療所 診察室                          |     |
| 廃棄の方法(予定)        | 溶解後、放流                              |     |
| 参 考 事 項          |                                     |     |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

令和 2 年 10 月 7 日

住 所 宇都宮市埴田 1-1-20

氏 名 医療法人みくら会

理事長 美倉 一郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

| 廃棄した医薬品である<br>覚醒剤原料       | 品 名                              | 数 量 |
|---------------------------|----------------------------------|-----|
|                           | エフピーOD錠 2.5                      | 5 錠 |
| 廃棄を行った施設の所<br>在 地 及 び 名 称 | 宇都宮市戸祭元町 1-25<br>医療法人みくら会 みくら山医院 |     |
| 廃 棄 の 日 時                 | 令和 2 年 10 月 2 日 10 時             |     |
| 廃 棄 の 場 所                 | みくら診療所 診察室                       |     |
| 廃 棄 の 方 法                 | 溶解後放流                            |     |
| 廃 棄 の 事 由                 | 患者から譲り受けたため。                     |     |
| 参 考 事 項                   |                                  |     |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

覚醒剤原料譲受証

令和 2年10月 1日

譲受年月日

譲受人

住所 宇都宮市埜田1-1-20

氏名 医療法人みくら会

理事長 美倉 一郎 (印)

指定の種類及び番号

|            |                         |    |      |    |
|------------|-------------------------|----|------|----|
| 譲渡人        | 住所 宇都宮市昭和1-3-6          |    |      |    |
|            | 氏名 株式会社県庁薬品 代表取締役 栃木 三郎 |    |      |    |
| 使用の目的      | 診療のため                   |    |      |    |
| 品名         | 容量                      | 個数 | 数量   | 備考 |
| エフピーOD錠2.5 | 100錠                    | 1箱 | 100錠 |    |
| /          |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

## 帳簿の様式

|    |          |    |   |
|----|----------|----|---|
| 品名 | XXX錠 Ymg | 単位 | 錠 |
|----|----------|----|---|

| 年 月 日 |   |    | 受入数量 | 払出数量 | 在庫数量 | 備 考  |
|-------|---|----|------|------|------|--|
| R2    | 4 | 1  |      |      | 11   | 前帳簿から繰り越し<br>製造番号：AA-12345   |
| R2    | 4 | 11 | 100  |      | 111  | □□株式会社から購入<br>製造番号：BB-54321<br>R2. 4. 12 到着  |
| R2    | 5 | 3  |      | 21   | 90   | ▲▲▲▲に処方  |
| R2    | 5 | 20 | (7)  |      | 90   | ▽▽▽▽から返納<br>R2. 5. 22 交付又は調剤済みの覚<br>醒剤原料譲受届出書提出<br>R2. 5. 25 廃棄 立会者署名<br>R2. 6. 10 交付又は調剤済みの覚<br>醒剤原料廃棄届提出 |
| R2    | 6 | 8  |      | 10   | 80   | 所在不明<br>R2. 6. 8 事故届提出<br>R2. 6. 8○○警察署届出  |
| R2    | 6 | 10 |      | 21   | 59   | ▲▲▲▲に処方  |
| R2    | 6 | 17 | (14) |      | 73   | ▲▲▲▲への処方変更による未<br>譲渡分の返納   |
| R2    | 6 | 25 |      | 1    | 72   | 異物が付着していたため、□□株<br>式会社に譲渡<br>令和 2 年 6 月 20 日付け■厚麻発<br>0620 第 1 号覚醒剤原料譲渡許可<br>書                             |
|       |   |    |      |      |      |  |
|       |   |    |      |      |      |  |
|       |   |    |      |      |      |  |

## 覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

令和 2 年 10 月 1 日

住 所 宇都宮市埴田 1 - 1 - 20

氏 名 医療法人みくら会

理事長 美倉 一郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量 | エフピーOD錠 2.5 3錠    |
| 廃棄しようとする施設の所在地及び名称   |                   |
| 廃 棄 の 日 時            |                   |
| 廃 棄 の 場 所            |                   |
| 廃 棄 の 事 由            | 調剤中、床に落下して汚染したため。 |
| 参 考 事 項              |                   |

### 備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

覚醒剤原料事故届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

令和 2 年 1 1 月 6 日

住 所 宇都宮市埜田 1 - 1 - 2 0  
氏 名 医療法人みくら会  
理事長 美倉 一郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                |       |                    |  |
|----------------|-------|--------------------|--|
| 業 態            |       | 診 療 所              |  |
| 業 務 所          | 所 在 地 | 宇都宮市戸祭元町 1 - 2 5   |  |
|                | 名 称   | 医療法人みくら会 みくら山医院    |  |
| 事故発生年月日        |       | 令和 2 年 1 1 月 5 日   |  |
| 事故発生場所         |       | 医療法人みくら会 みくら山医院 薬局 |  |
| 品 名            |       | 数 量                | 事 故 の 状 況  |
| エフピーOD錠<br>2.5 |       | 1 錠                | 令和 2 年 1 1 月 5 日 1 6 時頃、医療法人みくら会<br>みくら山医院薬局内に保管していたエフピーOD<br>錠 2.5 の在庫を確認したところ、帳簿に記録してい<br>た数と 1 錠合わないことが発覚した。保管庫周辺を<br>くまなく探したが、発見に至らなかった。 |

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

令和 2年12月 1日

住 所 宇都宮市埜田1-1-20  
 報告義務者続柄  
 氏 名 医療法人みくら会  
 理事長 美倉 一郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                 |                       |                 |
|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 業 態             |                       | 診療所             |
| 業務所             | 所在地                   | 宇都宮市戸祭元町1-25    |
|                 | 名 称                   | 医療法人みくら会 みくら山医院 |
| 品 名             |                       | 数 量             |
| なし              |                       | なし              |
| 報告の事由及びその事由の発生日 | 業務廃止のため<br>令和2年11月30日 |                 |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

令和 3年 1月 6日

住 所 宇都宮市埜田1-1-20

報告義務者続柄

氏 名 医療法人みくら会

理事長 美倉 一郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                     |                       |                      |                           |            |
|---------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|------------|
| 業 態                 |                       | 診療所                  |                           |            |
| 業務所                 | 所在地                   | 宇都宮市戸祭元町1-25         |                           |            |
|                     | 名 称                   | 医療法人みくら会 みくら山医院      |                           |            |
| 品 名                 | 数 量                   | 譲 受 人<br>住所・氏名       | 法第30条の7<br>による区分及び<br>業種名 | 指定証の<br>番号 |
| エフピーOD錠2.5          | 20錠                   | 宇都宮市旭1-1-5<br>宇都宮 史郎 | 診療所の開設者                   |            |
| 報告の事由及びその<br>事由の発生日 | 業務廃止のため<br>令和2年12月22日 |                      |                           |            |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。



業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 3 項の規定により、届け出ます。

令和 3 年 1 月 1 5 日

住 所 宇都宮市埜田 1 - 1 - 2 0  
 報告義務者続柄  
 氏 名 医療法人みくら会  
 理事長 美倉 一郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                 |                               |                  |
|-----------------|-------------------------------|------------------|
| 業 態             |                               | 診療所              |
| 業務所             | 所在地                           | 宇都宮市戸祭元町 1 - 2 5 |
|                 | 名 称                           | 医療法人みくら会 みくら山医院  |
| 品 名             |                               | 数 量              |
| エフピーOD錠 2.5     |                               | 2 0 錠            |
| 届出の事由及びその事由の発生日 | 業務廃止のため<br>令和 2 年 1 2 月 2 2 日 |                  |

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 記載例（薬局）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

令和 2 年 1 0 月 1 日

住 所 宇都宮市埜田 1 - 1 - 2 0

氏 名 県庁薬局株式会社

代表取締役 薬務 太郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                  |                          |     |
|------------------|--------------------------|-----|
| 譲り渡した者の氏名        | 下野 次郎                    |     |
| 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料 | 品 名                      | 数 量 |
|                  | エフピーOD錠 2.5              | 5 錠 |
| 譲り受けた施設の所在地及び名称  | 宇都宮市戸祭元町 1 - 2 5<br>県庁薬局 |     |
| 譲り受けた日時          | 令和 2 年 9 月 3 0 日 1 5 時   |     |
| 譲り受けた場所          | 県庁薬局 受付                  |     |
| 譲り受けた事由          | 患者死亡により不要となったため。         |     |
| 廃棄の日時(予定)        | 令和 2 年 1 0 月 2 日 1 0 時   |     |
| 廃棄の場所(予定)        | 県庁薬局 調剤室                 |     |
| 廃棄の方法(予定)        | 溶解後、放流                   |     |
| 参 考 事 項          |                          |     |

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

令和 2 年 10 月 7 日

住 所 宇都宮市埜田 1-1-20

氏 名 県庁薬局株式会社

代表取締役 薬務 太郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

| 廃棄した医薬品である<br>覚醒剤原料       | 品 名                   | 数 量 |
|---------------------------|-----------------------|-----|
| 廃棄を行った施設の所<br>在 地 及 び 名 称 | 宇都宮市戸祭元町 1-25<br>県庁薬局 |     |
| 廃 棄 の 日 時                 | 令和 2 年 10 月 2 日 10 時  |     |
| 廃 棄 の 場 所                 | 県庁薬局 調剤室              |     |
| 廃 棄 の 方 法                 | 溶解後放流                 |     |
| 廃 棄 の 事 由                 | 患者の家族から譲り受けたため。       |     |
| 参 考 事 項                   |                       |     |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

覚醒剤原料譲受証

令和 2年10月 1日

譲受年月日

譲受人

住所 宇都宮市塙田1-1-20

氏名 県庁薬局株式会社

代表取締役 薬務 太郎 ㊞

指定の種類及び番号

|            |                         |    |      |    |
|------------|-------------------------|----|------|----|
| 譲渡人        | 住所 宇都宮市昭和1-3-6          |    |      |    |
|            | 氏名 株式会社県庁薬品 代表取締役 栃木 三郎 |    |      |    |
| 使用の目的      | 調剤のため                   |    |      |    |
| 品名         | 容量                      | 個数 | 数量   | 備考 |
| エフピーOD錠2.5 | 100錠                    | 1箱 | 100錠 |    |
| /          |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |
|            |                         |    |      |    |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

## 帳簿の様式

|    |          |    |   |
|----|----------|----|---|
| 品名 | XXX錠 Ymg | 単位 | 錠 |
|----|----------|----|---|

| 年 月 日 |   |    | 受入数量 | 払出数量 | 在庫数量 | 備 考  |
|-------|---|----|------|------|------|--|
| R2    | 4 | 1  |      |      | 11   | 前帳簿から繰り越し<br>製造番号：AA-12345   |
| R2    | 4 | 11 | 100  |      | 111  | □□株式会社から購入<br>製造番号：BB-54321<br>R2. 4. 12 到着  |
| R2    | 5 | 20 | (7)  |      | 111  | ▽▽▽▽から返納<br>R2. 5. 22 交付又は調剤済みの覚<br>醒剤原料譲受届出書提出<br>R2. 5. 25 廃棄 立会者署名<br>R2. 6. 10 交付又は調剤済みの覚<br>醒剤原料廃棄届提出 |
| R2    | 6 | 8  |      | 10   | 101  | 所在不明<br>R2. 6. 8 事故届提出<br>R2. 6. 8〇〇警察署届出  |
| R2    | 6 | 25 |      | 1    | 100  | 異物が付着していたため、□□株<br>式会社に譲渡<br>令和 2 年 6 月 20 日付け■厚麻発<br>0620 第 1 号覚醒剤原料譲渡許可<br>書                             |
|       |   |    |      |      |      |  |
|       |   |    |      |      |      |  |
|       |   |    |      |      |      |  |
|       |   |    |      |      |      |  |
|       |   |    |      |      |      |  |

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

令和 2 年 10 月 1 日

住 所 宇都宮市埴田 1 - 1 - 20

氏 名 県庁薬局株式会社

代表取締役 薬務 太郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量 | エフピーOD錠 2.5 3錠    |
| 廃棄しようとする施設の所在地及び名称   |                   |
| 廃 棄 の 日 時            |                   |
| 廃 棄 の 場 所            |                   |
| 廃 棄 の 事 由            | 調剤中、床に落下して汚染したため。 |
| 参 考 事 項              |                   |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

覚醒剤原料事故届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

令和 2 年 1 1 月 6 日

住 所 宇都宮市埜田 1 - 1 - 2 0  
氏 名 県庁薬局株式会社  
代表取締役 薬務 太郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                |     |   |  |
|----------------|-----|---|--|
| 業 態            |     | 薬局  |  |
| 業務所            | 所在地 | 宇都宮市戸祭元町 1 - 2 5  |  |
|                | 名 称 | 県庁薬局  |  |
| 事故発生年月日        |     | 令和 2 年 1 1 月 5 日  |  |
| 事故発生場所         |     | 県庁薬局 調剤室内   |  |
| 品 名            | 数 量 | 事 故 の 状 況   |  |
| エフピーOD錠<br>2.5 | 1 錠 | 令和 2 年 1 1 月 5 日 1 6 時頃、県庁薬局調剤室内に保管していたエフピーOD錠 2.5 の在庫を確認したところ、帳簿に記録していた数と 1 錠合わないことが発覚した。保管庫周辺をくまなく探したが、発見に至らなかった。 |  |

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。



業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

住 所 宇都宮市埴田 1 - 1 - 2 0  
 報告義務者続柄  
 氏 名 県庁薬局株式会社  
 代表取締役 薬務 太郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                     |                               |                  |  |
|---------------------|-------------------------------|------------------|--|
| 業 態                 |                               | 薬局               |  |
| 業務所                 | 所在地                           | 宇都宮市戸祭元町 1 - 2 5 |  |
|                     | 名 称                           | 県庁薬局             |  |
| 品 名                 |                               | 数 量              |  |
| エフピーOD錠 2.5         |                               | 2 0 錠            |  |
| 報告の事由及びその<br>事由の発生日 | 業務廃止のため<br>令和 2 年 1 2 月 2 2 日 |                  |  |

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

令和 3年 1月 6日

住 所 宇都宮市埜田1-1-20

報告義務者続柄

氏 名 県庁薬局株式会社

代表取締役 薬務 太郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                     |                       |   |                           |            |
|---------------------|-----------------------|---|---------------------------|------------|
| 業 態                 |                       | 薬局  |                           |            |
| 業務所                 | 所在地                   | 宇都宮市戸祭元町1-25                              |                           |            |
|                     | 名 称                   | 県庁薬局                                      |                           |            |
| 品 名                 | 数 量                   | 譲 受 人<br>住所・氏名                            | 法第30条の7<br>による区分及び<br>業種名 | 指定証の<br>番号 |
| エフピーOD錠2.5          | 20錠                   | 宇都宮市旭1-1-5<br>株式会社みくら薬局<br>代表取締役 栃木<br>一郎 | 薬局開設者                     |            |
| 報告の事由及びその<br>事由の発生日 | 業務廃止のため<br>令和2年12月22日 |   |                           |            |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 3 項の規定により、届け出ます。

令和 3 年 1 月 1 5 日

住 所 宇都宮市埜田 1 - 1 - 2 0  
 報告義務者続柄  
 氏 名 県庁薬局株式会社  
 代表取締役 薬務 太郎

栃木県知事 ○○ ○○ 様

|                 |                               |                  |
|-----------------|-------------------------------|------------------|
| 業 態             |                               | 薬局               |
| 業務所             | 所在地                           | 宇都宮市戸祭元町 1 - 2 5 |
|                 | 名 称                           | 県庁薬局             |
| 品 名             |                               | 数 量              |
| エフピーOD錠 2.5     |                               | 2 0 錠            |
| 届出の事由及びその事由の発生日 | 業務廃止のため<br>令和 2 年 1 2 月 2 2 日 |                  |

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

## 参 考 资 料

# 1 麻薬と医薬品覚醒剤原料の取扱いの比較

令和2（2020）年4月1日の法改正により、医薬品覚醒剤原料の取扱いが麻薬の取扱いと同様となった点は、以下のとおりです（下線部）。

## 【取扱いが同様となった点（下線部）】

|       | 麻薬の取扱い<br>(麻薬及び向精神薬取締法)                                 | 医薬品覚醒剤原料の取扱い<br>(覚醒剤取締法)   |
|-------|---|--|
| 携帯輸出入 | 許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して輸出入可能。                          | 許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して <b>輸出入可能</b> 。                                  |
| 所持    | 患者が死亡した場合、相続人等による所持可能。                                  | 患者が死亡した場合、 <b>相続人等による所持可能</b> 。  |
| 返却    | 患者、その相続人等から麻薬診療施設や麻薬小売業者への返却可能。                         | 患者、その相続人等から <b>病院*・薬局等へ返却可能</b> 。<br>*ただし、返却できる相手については、P3を参照。            |
| 譲渡    | 大臣の許可を受けた場合には、麻薬施用施設の開設者や麻薬小売業者等が麻薬を、麻薬製造業者等に譲り渡すことが可能。 | 大臣の許可を受けた場合には、病院・薬局等の開設者や往診医師が品質不良等の医薬品覚醒剤原料を、覚醒剤原料取扱者等に譲り渡すことが可能。       |
| 廃棄    | 調剤済みの医薬品に限り、都道府県職員の立会いなしに廃棄可能。<br>(廃棄後、都道府県知事への届出が必要。)  | 交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料に限り、 <b>都道府県職員の立会いなしに廃棄可能</b> 。<br>(廃棄後、都道府県知事への届出が必要。) |
| 記録    | 麻薬診療施設の開設者や麻薬小売業者は帳簿を備え、必要事項の記録義務あり。                    | 病院・薬局等の開設者や往診医師は <b>帳簿を備え、必要事項の記録義務あり</b> 。                              |

注) 覚醒剤原料取扱者等とは、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者をいう。

一方、法改正後も麻薬との取扱いが異なる点は以下のとおりです（下線部）。

【取扱いが異なる点（下線部）】

|        | 麻薬の取扱い<br>(麻薬及び向精神薬取締法)                          | 医薬品覚醒剤原料の取扱い<br>(覚醒剤取締法)   |
|--------|--|--|
| 免許・指定  | 医師等が麻薬を施用のために交付するには、麻薬施用者の免許が必要。                 | 医師等が医薬品覚醒剤原料を施用のために交付する際、覚醒剤原料取扱者等の <b>指定不要</b> 。  |
| 返却の相手  | 患者、相続人等が返却できるのは、麻薬診療施設か麻薬小売業者のみ。                 | 患者、相続人等が返却できるのは、 <b>薬局又は当該医薬品覚醒剤原料の交付を受けた病院等のみ</b> 。   |
| 譲受後の届出 | 患者、相続人等からの返却によって麻薬を譲り受けた場合、廃棄後に「調剤済麻薬廃棄届」の届出が必要。 | 患者、相続人等からの返却によって医薬品覚醒剤原料を譲り受けた場合、 <b>譲受後速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」による届出</b> を行うとともに、 <b>廃棄後に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」による届出</b> が必要。 |
| 保管     | 保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内にて行う。       | 保管は、 <b>鍵をかけた場所</b> において行う。  |

## 2 覚醒剤原料の取扱いに係る質疑応答

以下は、令和2年3月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡 別添「覚醒剤原料の取扱いに係る質疑応答」から病院・薬局等に関することを一部抜粋したものです。

### 1 譲渡及び譲受

Q 1. 医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者等が、不要になった医薬品である覚醒剤原料を譲渡できる薬局は決まっていますか。

A 1. どの薬局に対しても、不要になった医薬品である覚醒剤原料を譲渡することが可能です。病院から交付された医薬品である覚醒剤原料や、他薬局で調剤された医薬品である覚醒剤原料を譲渡することもできます。

【覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号イ、ロ】

Q 2. 医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者等が、不要になった当該覚醒剤原料を譲渡できる病院や診療所、飼育動物診療施設は決まっていますか。

A 2. 当該医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた病院、診療所、又は飼育動物診療施設に限られます。これは、医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた病院等でないと患者等から不要となった医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた際、その覚醒剤原料を保管することができない場合があるためです。

【覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号イ、ロ】

【覚醒剤取締法第30条の12第2項】

Q 3. 他の病院（薬局）で交付された医薬品である覚醒剤原料を持参した患者が、入院することとなりました。患者から、持参した医薬品である覚醒剤原料が不要になったと言われたので、譲り受けてもよいですか。

A 3. 患者から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けることができる病院は、当該医薬品である覚醒剤原料を患者に譲り渡した病院に限られます。そのため、他の病院（薬局）で交付された医薬品である覚醒剤原料を譲り受けることはできません。なお、当該医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、患者に廃棄させることとしてください。放流するために粉砕するなど技術的に廃棄の補助を行うことは差し支えありませんが、廃棄の主体はあくまで患者です。

【覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号イ】

Q 4. 入院患者に交付する予定で払い出した医薬品である覚醒剤原料が、患者に交付する前に処方変更となりました。どのように処理したらよいですか。

A 4. 患者に交付されていない（所有権が移転していない）のであれば、医薬品としての品質に問題がない場合、交付・調剤前のものとして帳簿に戻して再利用することができます。なお、廃棄する場合には、調剤済みのものとして、別の職員の立会いの下で廃棄し、廃棄後 30 日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を保管場所の所在地の都道府県知事に届け出てください。

【覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項】

Q 5. 医薬品である覚醒剤原料を服用している入院患者が死亡した場合、病棟で保管している残余薬は、どのように処理したらよいですか。

A 5. 患者に交付されていない（所有権が移転していない）場合は、A10 と同様です。患者に交付された後、患者による管理が難しい等の理由から病棟管理をしている場合については、当該医薬品である覚醒剤原料を患者の家族等から譲り受けた後、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を保管場所の所在地の都道府県知事に届け出た上で、廃棄してください。また、廃棄後 30 日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を、保管場所の所在地の都道府県知事に届け出てください。

【覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 2 項、同法第 30 条の 14 第 2 項、第 3 項】

【覚醒剤取締法施行規則第 19 条第 2 項、第 3 項】

Q 6. 家の近くに薬局や病院がありません。不要になった医薬品である覚醒剤原料を薬局等に返却する際、郵便等で送ってもよいですか。

A 6. 原則として、薬局や当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた病院等に、直接持参してください。薬局や当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた病院等が遠隔地にあるなど、医薬品である覚醒剤原料を持参することが困難な場合には、書留郵便等を利用して返却しても差し支えありませんが、返却先の薬局等と相談の上で送付してください。

【覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号イ】

Q 7. 薬局等で医薬品である覚醒剤原料を調剤しようとしたところ、錠剤の色が変色しているものを見つけました。どのようにすればよいですか。

A 7. 当該医薬品である覚醒剤原料は、厚生労働大臣の許可を受け、覚醒剤原料製造業者



等に譲り渡すことができます。また、廃棄する場合は、当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て、都道府県等の職員の立会いの下で廃棄する必要があります。譲渡するにせよ廃棄するにせよ、まずは、当該覚醒剤原料を譲り受けた覚醒剤原料製造業者等に相談してください。

【覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 7 号、同法第 30 条の 13】

【覚醒剤取締法施行規則第 14 条第 2 項】

Q 8. 医薬品である覚醒剤原料を患者から譲り受けた後、廃棄しようとしたら、1錠紛失していました。どのような手続が必要ですか。

A 8. 「覚醒剤原料事故届出書」の届出が必要です。

【覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 1 項】

## 2 届出

Q 9. 使用期限切れの医薬品である覚醒剤原料を廃棄するときの手続を教えてください。

A 9. 使用期限切れの医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合は、当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に「覚醒剤原料廃棄届出書」を届け出て、都道府県の職員の立会いの下に廃棄を行ってください。

【覚醒剤取締法第 30 条の 13】

【覚醒剤取締法施行規則第 19 条第 1 項】

Q 10. 調剤中に発生した残り（半錠）についての廃棄する手続を教えてください。

A 10. A 9 と同様です。

Q 11 患者等から不要になった医薬品である覚醒剤原料を受け取った時の届出と、当該覚醒剤原料を廃棄した時の届出は両方必要ですか。必要だとすれば、その理由を教えてください。

A 11. 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」の両方を届け出る必要があります。

なお、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」は譲受後速やかに、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」は廃棄後 30 日以内に、保管場所の所在地の都道府県知事に届け出る必要があります。

これは、医薬品である覚醒剤原料の取扱いについて、麻薬の取扱いと異なり、薬局や医療機関に免許や年間報告を求めていることから、所持するに至った医薬品である覚醒剤原料を把握するためのものであり、麻薬に比べて届出が一医薬品である覚醒剤原料を把握するためのものであり、麻薬に比べて届出が一つ多くなったものです。

【覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項、第 3 項】

【覚醒剤取締法施行規則第 19 条第 2 項、第 3 項】

Q12. 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同日に提出することはできますか。

A12. 可能です。ただし、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」は医薬品である覚醒剤原料を譲受した後、速やかに提出する必要があり、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」は医薬品である覚醒剤原料の廃棄後 30 日以内に提出する必要があります。

2 つの届出書の提出期間は異なるため、注意が必要です。

【覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項、第 3 項】

【覚醒剤取締法施行規則第 19 条第 2 項、第 3 項】

Q13. 「交付又は調剤済み 覚醒剤原料廃棄届」中の「廃棄の事由」は、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」中の「譲り受けた事由」と同じ記載でよいですか。

A13. 同じ記載で差し支えありません。

【覚醒剤取締法 30 条の 14 第 2 項、第 3 項】

【覚醒剤取締法施行規則第 19 条第 2 項、第 3 項】

Q14. 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」中の「譲り受けた場所」は、在宅診療、往診診療等により 患者居宅等で譲り受け場合を除き、「譲り受けた施設の名称及び所在地」と同じでよいですか。

A14. 同じ記載で差し支えありません。

【覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 3 項】

【覚醒剤取締法施行規則第 19 条第 3 項】

Q 15. 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」の届出後、当該医薬品である覚醒剤原料を1ヶ月先に廃棄してよいですか。

A 15. 患者等から不要となった医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を届け出る必要があり、届出後には速やかに廃棄しなければなりません。

このため、特段の理由がなければ、医薬品である覚醒剤原料の医薬品である覚醒剤原料の譲受後1週間以内を目処に届出を行い、届出後1週間以内を目処に廃棄することが望ましいです。

【覚醒剤取締法第30条の9第2項、同法第30条の条の14第2項、第3項】

### 3 帳簿

Q 16. 帳簿と覚醒剤原料を同じ保管庫内に保管してもよいですか。

A 16. 帳簿と覚醒剤原料を同じ保管庫内に保管することは、法律で禁じられてはいませんが、盗難等があった場合に被害数量が分からなくなるおそれがあることから、別の場所に保管することが望ましいと考えます。

なお、鍵をかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫のほかロッカー・金庫等の保管設備のことを指します。麻薬保管庫には保管できません。

ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、

- ①保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な鍵が付いていること
- ②保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること
- ③覚醒剤原料専用の保管庫又は他のものと完全に分離する形態で保管することが望ましいこと
- ④保管庫はできるだけ人目につかない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること
- ⑤保管庫を設置する室に非常ベル等の防犯装置を設置することが望ましいこと

により、また建物の一部又は全部を保管設備として用いる場合は、

- ①保管場所の扉は金属製とし、堅固な鍵を設け、壁、天井、床については容易に破られない材質のものであること
- ②保管場所に窓、換気口がある場合には、鉄格子を入れること
- ③覚醒剤原料専用の保管場所又は他のものと完全に分離できる場所であることが望ましいこと
- ④保管場所の位置は、立地条件に応じ容易に侵入できないところに設置すること
- ⑤当該保管場所に非常ベル装置又は赤外線警報装置等の防犯装置を設置することが望ましいこと

によってください。

【覚醒剤取締法第30条の12第2項】

Q17. 帳簿を記載するようになったので、これまでより厳しい管理をするために、覚醒剤原料を麻薬金庫で保管してもよいですか。

A17. 麻薬は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別して保管する必要があるため、麻薬金庫で麻薬と覚醒剤原料と一緒に保管することはできません。

【覚醒剤取締法第30条の12第2項】

【麻薬及び向精神薬取締法第34条第2項】

Q18. 特別養護老人ホームに入所する者が、医療機関において処方された医薬品である覚醒剤原料を持ち込んだ場合、施設として帳簿等を作成する必要がありますか。

A18. 帳簿の備え付けや記録をしなければいけないのは、病院若しくは診療所（病院等の開設者です。特別養護老人ホームは病院等でないため、帳簿の備え付けや記録は不要です。

なお、医薬品である覚醒剤原料の保管・管理は入所者自身又は入所者を介護している家族等が行うことが原則ですが、入所者自身が管理を行えない状況にあるときは、入居者の同意を得て、施設内において入所者の介護にあたる職員が保管・管理しても差し支えありません。

【覚醒剤取締法第30条の17第3項】

Q19. 介護医療院で交付された医薬品である覚醒剤原料を服用していた入所者が亡くなりました。部屋に残された医薬品である覚醒剤原料は、どのように処理すればよいですか。

A19. A5と同様です。介護医療院については、介護保険法第115条に「医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療あるのは、介護医療院を含むものとする。」と規定されていることから、覚醒剤取締法においても、病院又は診療所として取り扱われます。



#### 4 健康福祉センター等一覧

ご不明な点等は、管轄の健康福祉センター等あてお問い合わせください。

| 名 称        | 所在地                         | 電 話          | 管轄地域  |
|------------|-----------------------------|--------------|---|
| 県西健康福祉センター | 〒322-0068<br>鹿沼市今宮町 1664-1  | 0289(64)3029 | 鹿沼市   |
| 今市健康福祉センター | 〒321-1263<br>日光市瀬川 51-8     | 0288(21)1066 | 日光市   |
| 県東健康福祉センター | 〒321-4305<br>真岡市荒町 116-1    | 0285(83)7220 | 真岡市・益子町・茂木町<br>市貝町・芳賀町                                      |
| 県南健康福祉センター | 〒323-0811<br>小山市犬塚 3-1-1    | 0285(22)6119 | 小山市・下野市・野木町<br>上三川町   |
| 栃木健康福祉センター | 〒328-8504<br>栃木市神田町 6-6     | 0282(22)4121 | 栃木市・壬生町   |
| 県北健康福祉センター | 〒324-8585<br>大田原市住吉町 2-14-9 | 0287(22)2364 | 大田原市・那須塩原市・<br>那須町・矢板市・<br>さくら市・塩谷町・<br>高根沢町・那須烏山市・<br>那珂川町 |
| 安足健康福祉センター | 〒326-0032<br>足利市真砂町 1-1     | 0284(41)5897 | 足利市・佐野市   |
| 宇都宮市保健所    | 〒321-0974<br>宇都宮市竹林町 972    | 028(626)1104 | 宇都宮市  |

薬 務 課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

電話 028(623)3119